

きらら市民農園入園契約書

「きらら市民農園」(以下農園という。)の入園について、土地所有者と入園者は、次のとおり入園契約を締結する。

(農園の表示)

第1条 農園は次のとおりとする。

所在地 京都府南丹市園部町仁江神崎81番地
区画 区画番号 第 号
面積 約30㎡

(利用目的)

第2条 土地の所有権及び使用収益権はあくまで土地所有者に帰属するものとし、入園者は、この区画において他の入園者と相携え農園の利用を通じて農業と健康でゆとりのある田舎生活を体験し、農村地域の振興に資するものとする。

(契約期間)

第3条 農園の入園期間は次のとおりとする。

毎年4月1日から翌年の1月31日までとし、その期日をもって自然消滅し、その利用時間は日の出から日没までとする。

また、契約の更新に際しては、それぞれ、満了の日の2ヵ月前までに双方協議の上決めるものとする。引き続き入園する場合は、当初の契約を継続するものとする。以後もこれに準じるものとする。

なお、更新された契約の期間は10ヵ月間とし、翌年1月31日までとする。

(入園料)

第4条 入園料は、一区画¥10,000円(税込み)とする。収穫物代金等を含みます。

(入園条件)

第5条 入園に係る条件は、次のとおりとする。

- ① 栽培作物は、野菜、花卉(一年草)のみとし、その種子、肥料等は入園者が賄い、肥培管理を行うものとする。
- ② 営利を目的とした作物栽培をしないこと。
- ③ 建物、工作物、資材置き場等を設置しないこと。
- ④ 第三者に転貸しないこと。
- ⑤ 周辺土地や指定された区域以外に立ち入るなど、他に迷惑を及ぼさないこと。
- ⑥ 廃物、汚物、他目的資材等、作物の栽培に必要なとしないものの搬入はしないこと。
- ⑦ 土の持ち出しはしないこと。また、用水路で作物、靴、用具等を洗わないこと。
- ⑧ 適切な管理に努め、雑草等を繁茂させないこと。
- ⑨ その他、農園の適切な管理運営、耕運等に支障がある行為をしないこと。
- ⑩ 入園者は、借地権、永小作権、用地使用上の権利等は一切設定されないものであること。

(契約の解除)

第6条 入園者が第5条の条件に違反したときは、土地所有者は、契約を解除することができる。

- 2 契約の満了前に、土地所有者の事情により契約解除するときは、土地所有者は、契約解除の1ヵ月前までに入園者に通知しなければならない。

(原状回復の義務)

第7条 入園者は、入園期間が満了したとき、契約を解除されたとき、または年度途中において入園を辞退したときは、利用区画を原状に戻し、土地所有者に返還するものとする。

- 2 前項の場合において、入園者は、入園料の返還、離作補償その他これに準ずる一切の要求はできないものとする。

(損害賠償)

第8条 入園者は、本人の責めに帰すべき事由により農園、農園施設及び周囲の入園者並びに周辺農地や施設に損傷を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 土地所有者は、天災、鳥獣、病害虫、肥培管理による栽培作物等の損害に対しては、その責任を負わないものとする。
- 3 入園者の入園中の不慮の事故及び損害について、土地所有者は責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この契約に定めない事項については、周辺関係者の影響を考慮し、当事者間において協議して、問題の解決に当たるものとする。

平成 年 月 日

土地所有者(設置者)

住所 〒622-0061 京都府南丹市園部町仁江中田28番地
氏名 丹波田舎クラブ 代表 青柳英男
電話(携帯) 090-8384-2307

入園者

郵便番号

住所

氏名

電話

